

海外経済要録

国際機関

◇ IMF、SDRの価値および利子の決定方式を変更

国際通貨基金(IMF)理事会は9月17日、SDRの価値決定に用いられる通貨バスケットの構成内容、利子の決定方法等を変更し、81年1月1日から実施する旨を発表した。今次変更は、78年7月1日にSDRの価値および利子の決定方式が変更されて以来の措置である(53年4月号「要録」参照)。

今次措置の概要は次のとおり。

1. SDRの価値決定方法の変更

(1) SDRの通貨バスケットの構成通貨を従来の16通貨から、主要5通貨(米ドル、西ドイツ・マルク、日本円、フランス・フラン、英ポンド)に簡素化し、金利バスケットの構成通貨と同一にする。また、各国通貨のウエイト算定基準については、従来の「当該通貨国の財・サービスの輸出額」に加え、78年3月以降の「他の加盟国通貨当局保有の当該国通貨量」を加える。

新しい5通貨のバスケットのウエイトは次のとおり。

通貨別ウエイト

(単位・%)

通貨	現行	改正後
米ドル	33.0	42
西ドイツ・マルク	12.5	19
日本円	7.5	13
フランス・フラン	7.5	13
英ポンド	7.5	13

(2) 1SDR中に含まれる各通貨量は、80年12月31日に終る3か月間における各通貨の1米ドル当りの平均為替相場に基づいて算出する。

(3) 通貨バスケットの構成通貨および通貨量に関しては、IMFが異なる調整方法を採用する旨の決定を下さない限り、今後5年ごとに以下の方法に沿って行われる(第1回目は86年1月1日)。

イ. 調整は、それ以前の5年間(1986年の場合、1980～84年)の財・サービスの輸出額の上位5か国の通貨でバスケットを構成するという形で行う。ただし、通貨の入れ替えは、新たに組入れられる国の輸出額が、除外される国の輸出額を少なくとも1%以上上

回ることを条件とする。

ロ. 調整後の1SDRに含まれる各通貨量は、調整後のSDRの実効開始日の前営業日に終わる3か月間における平均為替相場に基づいて算出される。

ハ. 通貨バスケット内での各通貨のウエイトは、各年末日における「他の加盟国通貨当局保有の当該国通貨量」および当該5年間における「当該通貨国の財・サービスの輸出額」に基づいて算出される。

(4) (2) および (3) ロ. における通貨量の決定においては、各種通貨建てで表示した新旧SDRの価値が新SDRの実効開始の前営業日において全く同一となるよう調整する。

2. SDRの金利決定方式の変更

(1) SDRの金利決定に際し適用される円金利については、コールレート(無条件物)から手形レート(2山越え)へ変更する。

金利バスケットの変更

(単位・%)

	現行		改正後	
	適用金利	ウエイト	適用金利	ウエイト
米 国	3か月物TB市場レート	49	変更なし	42
西ドイツ	3か月物インターバンク預金金利	18	変更なし	19
日 本	コールレート(無条件)	11	2山越え手形レート	13
フランス	3か月物インターバンク手形レート	11	変更なし	13
英 国	3か月物TB市場レート	11	変更なし	13

(2) SDRの金利は、上の表に示された金利バスケットで算出されたレートの%とし、端数は%刻みとする(従来は $\frac{1}{4}$ %刻み)。なお金利は四半期ごとに変更されるが、その算定基準は四半期末月の最終2営業日に先立つ15営業日(従来は6週間)の平均金利とする。

(3) IMFの会計年度末(4月30日)に、金利決定方式の見直しを行う。

◇ OPEC、標準油種価格を30ドルに設定

OPEC(石油輸出国機構)は9月17日、ウィーン(オーストリア)で第58回臨時総会を開催し、次のような決定を行った。

① 標準油種(アラビアン・ライト)の価格を1バレル当たり30ドルとする、

② 他のOPEC加盟国の原油公式販売価格は現行水準に据置く、

③ この決定は次期通常総会(12月15日、バリ島<インドネシア>)まで適用される。

本決定をうけてサウジアラビアは9月22日、同国産原油アラビアン・ライトの公式販売価格を本年8月1日にさかのぼって2ドル引上げ、1バーレル当り30ドルとする旨を発表した。

米 州 諸 国

◇米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は9月25日、ニューヨーク連銀等傘下12全連銀が公定歩合を10.0%から11.0%に引上げ、翌26日から実施することを承認した旨を発表した。

米国の公定歩合引上げは、本年2月15日(12.0→13.0%)以来のものであるが、この間5月以降3回にわたって公定歩合引下げが実施されており、今次緩和局面開始後4ヵ月で再び引上げが行われることになった。

今回の措置について同理事会は、「通貨供給量の過大な増大を抑えるという連邦準備制度理事会の従来からの政策の一環であり、また短期市場金利が公定歩合の水準を上回ったため、最近連銀貸出がかなりの増大を示していることも考慮された」とコメントしている。

◇米国、預金取扱い金融機関規制廃止委員会、NOW勘定の上限金利等を決定

標記規制廃止委員会(Depository Institutions Deregulation Committee)は9月9日、①NOW勘定の上限金利を5.25%に設定したほか、②金融機関が預金者掘り起しに貢献した第三者に支払う預金開拓報奨金(finders' fees)を禁止し、③預金者に提供する景品類(premiums)についても規制を強化する旨を発表した。同措置の概要は以下のとおり。

1. NOW勘定の上限金利設定

本年12月31日以降すべての預金取扱い金融機関に認められるNOW勘定の上限金利を5.25%とする(現在NOW勘定が認められているニューヨーク、ニュージャージー、ニューイングランド諸州については現行の5%から5.25%に引上げ)。なお電話連絡や従前の取決めにより預金者の他の勘定や第三者に移転可能な勘定および自動出納機械(automatic teller machine)、遠隔地サービス施設(remote service unit)等で支払われる貯蓄性預金の上限金利については従来同様商業銀行の場合5.25%、貯蓄金融機関の場合5.5%とする(ただし、同規制廃止委員会は81年9月末までにこれら預金の上限金利を引上げる旨を明)。

2. 預金開拓報奨金の禁止

預金開拓報奨金(finders' fees)の支払いを、81年1月1日以降、金融機関が自社の従業員に対して支払う場合等一部の例外を除き禁止する。

3. 預金者への景品類提供に関する規制強化

金融機関が預金の見返りに預金者へ提供できる景品類(premiums)の限度額を81年1月1日以降、預金量5千ドル未満の場合は10ドル(現行5ドル)、預金量5千ドル以上の場合は20ドル(同10ドル)に引上げる。ただし同限度額には発送費用、取扱い費用を含むものとする(従ってこれら経費を限度わく外の扱いとする現行規制に比べ実質的には規制強化となる)。また金融機関が預金者に提供できる景品類については年2個以内とし、かつ当該景品類に係る費用を証明する記録を保持することが必要である。さらに金融機関は現金以外の品物のかたちで利子を支払うことが認められるが、その場合にも利子の先払いについては禁止する。なお、当該品物の費用には発送費、取扱い費用等を含む(現行は対象外)が、上記同様費用証明書を必要とする。

◇カーター大統領、鉄鋼産業再生計画を発表

カーター大統領は9月30日、8月に発表した「経済再生計画(9月号「要録」参照)」の一環として、斜陽化の著しい米鉄鋼産業を再生するため、ホワイトハウスに鉄鋼関係者を招き、輸入鉄鋼に対する最低基準価格(トリガー・プライス)制度の復活を主内容とする「鉄鋼産業再生計画(Program for American Steel Industry, Its Workers and Communities)」を発表した。同計画の概要等は次のとおり。

1. 設備投資促進のための税制改正

- (1) 設備近代化の投資促進のために減価償却率を現行比40%引上げる。
- (2) 経済不振地域での投資に10%の特別投資税額控除を追加実施する。

2. 新技術の開発促進

経済再生計画のなかで発表された科学技術開発費の増額(81~82年度に6億ドル追加支出)の一部を鉄鋼産業における新技術開発促進に充当する。

3. 輸入鋼材に対する最低基準価格(トリガー・プライス)制度の復活

- (1) トリガー・プライス……本年3月以来停止してきたトリガー・プライス(4月号「要録」参照)を80年1~3月期実績(トン当り平均394ドル強)に比べ約12%引上げる(従来同様四半期ごとに見直し)。
- (2) 実施時期……10月21日(10~12月期)より再開する。

ただし9月5日以前に契約した分で11月5日以前に船積みした分は対象外とする。

(3) 実施期間……最高5年間とする(従来は期限の定めなし)。ただし業界の近代化努力が適当でないとき米商務省が判断した場合には3年間で打切る。

(4) 算定方式等……従来通り世界で最も効率的な日本の鉄鋼総コストを基礎にトリガー・プライスを算定する。なお、日本の鉄鋼生産コストをドル換算する際の為替レートについては、従来過去60日間の為替レートの平均値を使用してきたが、これを過去3年間の為替レートの平均値<この結果10~12月期の算定基準は1ドル=223円>に変更し、為替相場の急激な変動の影響を受けないように配慮する。

(5) 米鉄鋼業の設備稼働率が87%未満にまで低下し、かつ米国の鉄鋼消費量に占める輸入鉄鋼量が一定割合を超えた場合には、次のような対策(Anti-Surge Mechanism)を講じる。

イ. 13.7%超の場合……米商務省は現行トリガー・プライス制度の実施状況の調査を行う。

ロ. 15.2%超の場合……米商務省は米国鉄鋼業界の要望に基づき①輸入増がダンピングや政府補助金などの不正競争によるものであるかどうかを調査し、不正競争が判明すれば輸入相手国政府に対し改善方を要請する。②それにもかかわらず不正競争が改善されない場合には、トリガー・プライス制度を停止することなく、業界からのダンピング提訴を受け入れ調査を実施する。

4. 環境規制措置の緩和

大気および水汚染防止法に基づく環境規制強化措置をケースバイケースで緩和する。

5. 労働者、地域に対する支援

(1) 鉄鋼関連産業内における失業者への失業保険給付期間を延長する(現行、基本26週間、最高39週間を13週間延長して最高52週間とする)。

(2) 労働者の職業訓練を強化する(職業訓練補助費として3億ドルを追加する)。

(3) 経済開発資金(81年10億ドル、82年20億ドルの増額)の一部を鉄鋼不況で打撃を被った地域での投資促進に充当する。

6. 鉄鋼三者委員会(Steel Tripartite Advisory Committee)のメンバーの充実

鉄鋼三者委員会(1978年7月設立)に従来からの政府、業界、労組の代表委員に加え、環境問題についての公益代表委員を新たに加える。

欧州諸国

◇ブンデスバンク、ロンバート・レートの引下げ等を決定

1. ブンデスバンクは、9月18日の定例中央銀行理事会で、ロンバート・レートの引下げ(9.5→9.0%、9月19日実施)ならびに本年第5回目の債券の売戻し条件付買オペの実施を決定した(前回の買オペについては8月号「要録」参照)。

なお売戻し条件付買オペにあたっては、23日にダッチ方式による入札(最低金利を8.3%に設定)が行われ、その結果、買入額47億マルク、買入金利8.55%と決定した(買入日9月24日、売戻し日10月23日)。

2. 今回の措置につきブンデスバンクでは、「ロンバート・レートの引下げは、ここ数か月来流動性供給によって進めてきた金融市場の若干の緩和をさらに一歩進めるものであり、こうした政策を補完するため、併せて債券の売戻し条件付買オペによって流動性を供給することとした」とのコミュニケを発表した。

3. 本措置に対する反響をみると、政府では、「ブンデスバンクが安定化政策の基本線を堅持しつつ、国内景気面からの要請に弾力的に応じたもの」(マットヘーファー蔵相)として今次措置を支持しているほか、金融界、産業界でも、「物価安定の確保と経常赤字ファイナンスの必要性からみて、政策の選択余地が極めて狭い状況の下で、景気面の変化に配慮して慎重な緩和を一步進めたもの」(銀行協会、産業連盟)として一様に歓迎している。他方新聞論調の中には、「今回のロンバート・レート引下げは、中央銀行金利引下げの第1歩であり、債券の売戻し条件付買オペによる流動性の追加供給措置と併わせ、ブンデスバンクが市中の短期金利を下方に誘導しようとしていることは明白。ただ、対外経済面からみると、さらに公定歩合引下げ等一段の緩和措置をとる余地はあるまい」(フランクフルター・アルゲマイネ紙)との論評もみられる。

◇西ドイツ、総選挙を実施

西ドイツでは、10月5日に第9回連邦議会(下院)議員選挙が実施された(投票率88.7%)。その結果(公式暫定)は別表のとおりであり、前回(76年10月)に比べ連立与党の社会民主党(SPD)、自由民主党(FDP)がいずれも得票率を伸ばし、過半数を大幅に上回る議席数を獲得した。他方野党のキリスト教民主同盟(CDU<バイエルン州はキリスト教社会同盟-CSU>)は、第1党の地

位をかるうじて確保したものの、得票率、獲得議席数とも大きく後退した。この結果与野党間の議席差は、前回の10から45へと拡大した。

なお、新内閣は、総選挙後30日以内に召集される新連邦議会で新首相が選出されるのを待って成立するが、SPD、FDP両党は、シュミット現首相を首班に引続き連立して政権を担当する意向を表明している。

	議席数	得票率(%)
社会民主党 (SPD)	218 (214)	42.9 (42.6)
自由民主党 (FDP)	53 (39)	10.6 (7.9)
キリスト教民主、社会同盟 (CDU、CSU)	226 (243)	44.5 (48.6)
その他	0 (0)	2.0 (0.9)
合計	497 (496)	100 (100)

- (注) 1. カッコ内は前回(1976年10月)総選挙結果。
2. 総議席数が定数(496)より1議席多いのは同点当選者が出たため。
3. 「その他」には緑の党(Die Grünen、得票率1.5%)、西ドイツ共産党(DKP、得票率0.2%)等8政党が含まれるが、いずれも議席獲得に必要な得票率(5%)に達しなかった。

◇フランス政府、1981年度予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月10日、1981年度(1~12月)予算案を閣議決定し発表した。同予算案は、国民議会、元老院の審議を経て11月下旬から12月初にかけて成立の見通し。

81年度予算案について、政府では「フラン強調の持続と生産活動の維持を主眼に編成した」(ジスカール・デスタン大統領)と説明している。内容的にも、①企業の設備投資促進をねらった大幅な投資減税(年間50億フラン)の実施、②景気落ち込みに備えた4年ぶりの景気調整基金(65億フラン)の設置、③低所得者層を重視した物価調整減税(117億フラン)の実施等景気支持ならびに来春、7年ぶりに実施される大統領選挙を意識した諸施策が盛り込まれる一方、高額所得者層を主な対象とした事実上の増税等によって歳入を賄い財政赤字は前年水準以下(総収支じり81年度△294億フラン<80年度当初△312億フラン>)に抑えるなど財政節度にも意を用いているのが特徴である。

2. 81年度予算案の概要と特色は以下のとおり(伸び率は原則として80年度当初予算比、別表参照)。

(1) 確定収支(Budget à caractère définitif)の歳出規

模は6,114億フラン、前年比+16.5%と名目GDP成長率見込み(+12.3%)を4ポイント方上回る大幅増加となるものの、歳入規模も、間接税の引上げ等增收増を中心に5,859億フラン、同+17.7%と歳出を上回る伸びを見込んでいる。この結果収支じりは△254億フランの赤字と前年度(当初予算△272億フラン)を若干下回り(わが国の財投に相当する暫定収支<Budget à caractère temporaire>を加えた総収支じりでは△294億フランの赤字<前年当初△312億フラン>)、公債依存度も4.2%と前年(5.2%)に比べかなりの縮小が見込まれている(総収支じり、歳出規模の対名目GDP比率は、それぞれ0.9%<前年1.1%>、19.7%<同19.0%>)。

(2) 歳出面の特徴

歳出面では、公務員の新規採用の削減(81年度純増予定1,890人、1974~80年平均25,467人)、社会保障・雇用対策(前年比+14.2%)等の経常支出(公債費を除く)の伸びが抑制される(前年比+15.1%)一方、軍事費(前年比+17.9%)や研究開発補助金(350億フラン、前年比3倍)等に重点配分されている。また、景気後退が懸念される中で、景気動向に機動的に対処するため4年ぶりに景気調整基金(65億フラン、77年度25億フラン)が設置され、必要がある場合は同基金を取崩して公共投資に振り向ける予定である(うち24億フランは電信・電話網の拡充整備支出に割当)。

この間、公債費は、78年以降の長期国債の発行増すうや金利上昇の影響から前年比+40.1%と著増している(歳出中に占める公債費の割合は前年比1.1%ポイント増加<80年5.1%→81年6.2%>)。

(3) 歳入面の特徴

歳入面では、①国際競争力の強化や省エネルギー対策、景気対策等の観点からの思い切った企業設備投資減税や、②低所得者層を中心とした物価調整減税が行われる一方で、赤字幅圧縮のため、③固定資産税、酒・たばこ消費税の引上げや、④石油会社に対する課税強化、および⑤高額所得者に対する物価調整減税の抑制などの措置が織り込まれ、結局全体としては歳出の伸び(前年比+16.5%)を上回る歳入の伸び(同+17.7%)が確保されている。主な内容は以下のとおり。

イ. 設備投資減税……50億フラン

企業が80年10月以降向こう5年間新規に設備投資を行う場合、投資額の10%を課税所得から控除することができる(従来は、設備投資の対前年比増加分について10%の課税所得控除が認められていたが、今回から新規投資額全額の10%が控除の対象と

なる)。

なお、減税対象企業については、工業・商業部門についてのみ認められ、農業部門や銀行・保険会社は対象外とされている。

ロ. 物価調整減税

石油価格の上昇による消費者物価の高騰を勘案して、所得税課税基準限度額を引上げる。引上げ率については、最低基準から5区分目までの者については、80年の年平均物価上昇率と同じ13.3%の引上げとなっているが、6区分目から11区分目までは12%、最高所得層には8%となっており、高所得者に対する課税が相対的に強化されたかたちとなっている。

ハ. 間接税引上げ……増収20億フラン

たばこ税率を引上げる(5.5億フランの増収)ほか、アルコール税率を9.5%引上げる(14億フランの増収<ウイスキー類10億フラン、ワイン・ビール等4億フラン>)。

ニ. 石油会社に対する課税強化……増収20億フラン

80年以前に開発されたフランス国内の油井に係わる採掘税の引上げ等。

ホ. 大家族優遇減税……10億フラン(82年度)

従来、5人以上子供のいる大家族に適用されている優遇税制を3人以上の子供のいる家族にまで拡大(対象家族増加数、84万世帯)。なお、この制度は

1981年1月以降の収入が対象となるため実際の減税の影響は82年度から顕現化。

なお、フランス政府が、81年度予算案と同時に発表した81年政府経済見通しの内容は下表のとおりである。

1981年政府経済見通し

(前年比、単位・%)

	1978 (実績)	1979 (実績)	1980 (前回改訂 見通し 80/6)	1980 (今回改訂 見通し 80/9)	1981 (見通し)
実質GDP*	3.7	3.4	2.7	2.2	1.6
個人消費	4.5	3.4	2.6	2.0	1.9
固定資本形成	1.2	3.3	2.9	2.5	0.5
企業	1.4	4.2	4.0	4.0	1.0
家計	△0.1	3.6	1.5	0.5	△1.6
政府	△0.9	1.9	1.7	1.6	1.6
輸出	6.4	7.6	4.5	3.5	3.2
輸入	6.3	11.9	3.4	3.0	0.3
名目GDP*	17.5	14.2	n.a.	13.5	12.3
CPI					
年平均	9.3	10.6	13.0	13.3	10.5
年末比	9.7	11.8	12.5	12.9	9.5
貿易収支 (億フラン、非公式)	31	△83	△400 ～△450	△500 ～△550	△400 ～△450
経常収支 (億フラン、非公式)	169	49	△200 ～△250	△300	△100 ～△150

* Marchand ベース。

(注) 来年度の実質成長率見通し(+1.6%)には、景気調整基金(65億フラン)の取崩しによる景気対策の発動や投資減税の企業設備投資に対する影響は見込まれておらず「これらを勘案した場合は2%程度の成長率が期待できるのではないか」(ル・モンド紙)とみられている。

フランスの1981年度予算案

(単位・億フラン、%)

	1981年 度 (A)	1980年 度当初 (B)	(A) / (B)	1980年度 の前年度 比 (当初 ベース)
歳出額	6,114	5,250	+16.5	+14.4
うち経常収支 (除く公債費)	4,613 (4,235)	3,947 (3,678)	+16.9 (+15.1)	+14.9 (+13.8)
資本支出	459	419	+9.5	+7.7
軍事費	1,044	885	+17.9	+14.9
歳入額	5,859	4,979	+17.7	+11.7
うち所得税	1,363	1,166	+16.9	+14.7
法人税	647	513	+26.1	+4.0
付加価値税	2,989	2,530	+18.1	+14.2
歳入歳出差額	△254	△272		
暫定収支(注)	△40	△40		
総収支じり	△294	△312		

(注) 暫定収支には、わが国の財政投融资に類似した国庫の対公共事業体、地方公共団体貸付等を計上。

◇フランス、内閣を小幅改造

ジスカール・デスタン大統領は、10月2日、フランス元老院選挙(改選、9月28日実施)において、現職閣僚4人が上院議員に選出されたことに伴い(注)、後任人事を中心とする小幅内閣改造(バル内閣として通算6回目)を行った。

(注) フランスでは国会議員と閣僚との兼職は禁止されている(憲法23条)。今回当選したのは、ブルジュ前国防相、ガレイ前協力相、バルティエ教育担当閣外相、ベカム自治担当閣外相の4人であるが、ガレイ協力相以外は内閣職を放棄。

今回の改造人事は以下のとおり。

- 行政改革担当相(新設)……ジャン・フランソワ・ドニオ(Jean-François DENIAU)<前貿易相>
- 国防相……ジョエル・ル・トゥール(Joel le THEULE)<前運輸相>
- 貿易相……ミシェル・コワンタ

(Michel COINTAT) <新任>

運輸相……………ダニエル・ウフェル

(Daniel HOEFFEL) <前厚生・社会保障担当閣外相>

厚生・社会保障担当閣外相…レミ・モンターニュ
(Rémi MONTAGNE) <新任>

◇英蘭銀行、国債の売戻し条件付買入れ措置を再延長

1. 英蘭銀行は9月4日、銀行および割賦販売金融会社を対象とする標記措置に関し、9月8日に期限が到来する5億ポンドを10月6日まで実施期間を再延長(<7月4日実施、当初期限8月11日>)する旨決定した。なお、同行は9月11日に至り、9月15日に期限が到来する7.5億ポンドについても実施期間を10月13日まで再延長(7月11日実施、当初期限8月18日)する旨決定した(9月号「要録」参照)。なお、上記二措置に関し、個別金融機関の利用可能限度額、輸出・造船向け政府保証付貸付証書を担保とする貸付措置等諸条件は従来と同様である。

2. 上記措置に関し英蘭銀行では、「短期金融市場は引続きタイトな状態で推移しているため、実施期間を再延長することとした。これは政策スタンスの変更を意味するものではなく、短期金融市場における技術的な調整である」とコメントしている。

◇英蘭銀行、金融機関の資本充実度に関する新ガイドラインを決定

1. 英蘭銀行は、銀行法(Banking Act 1979)上の金融機関監督責任に基づき、金融機関の健全性維持の観点から資本充実度(capital adequacy)、外貨持高(foreign currency exposure)、流動性(measurement of liquidity)に関する各ガイドラインの策定作業を進めているが、9月5日、このうち資本充実度に関する新ガイドラインを各金融機関の合意を得て決定した(注)。

(注) 英蘭銀行は、1974～75年の弱小金融機関の破綻表面化を契機として、資本充実度に関するガイドラインを設定し、従来これに添って金融機関を指導してきた(50年10月号「要録」参照)が、今回のガイドラインは旧ガイドラインにとって代わることとなる。

2. 今般決定をみた資本充実度に関するガイドラインの概要は次のとおり。

(1) 金融機関の資本充実度は、次の二つの比率により判定する。

イ. 自己資本比率(gearing ratio)……負債に対する資本の比率(すなわち、「広義資本」÷「負債」)。

「広義資本」=払込み資本金+期間5年以上の劣後社債(ただし「広義資本」全体の5%を限度とする)+剰余金+一般貸倒引当金-子会社および関連会社

への投資-営業権-建物・設備等のその他固定資産「負債」=預金および「広義資本」に含まれないその他負債

ロ. 危険資産比率(risk asset ratio)……損失発生危険性を有する資産に対する資本の比率(すなわち、「広義資本」+「損失発生危険性を有する資産」)。

「広義資本」=上記「広義資本」と同一(ただし建物は差し引かない)

「損失発生危険性を有する資産」=資産別運用額×資産別危険度(注)

(注) 資産別危険度の定義

危険度ゼロ……現金(ポンドのみ)、英蘭銀行預け金、政府保証付貸付、金等。

危険度0.1……外貨、英国TB等。

危険度0.2……インターバンク貸付、地公体・国営企業への貸付、その他のTB、残存18ヵ月以下の英国国債、銀行および英国公共部門に対する引受け等。

危険度0.5……その他の国債、地方債・国営企業債、その他の引受け、保証等。

危険度1.0……その他の居住者に対する貸付、上場証券、リース、外貨持高等。

危険度1.5……子会社・関連会社に対する貸付、非上場証券等。

危険度2.0……動産・不動産。

(2) 上記二つの比率につき、当面特定の数字は設定せず、個々の金融機関の業態、預金者保護、金融組織全体の信認等を考慮しつつ弾力的に判定していく方針。なお、英蘭銀行としては、二つの比率のうち危険資産比率をより重視する。

(3) 適用対象は、英国法人(その海外支店、100%出資および過半数の株式を有する子会社を含む)のみとする。

◇英国大蔵省、国民貯蓄制度の拡充を決定

1. 英国大蔵省は9月9日、国民貯蓄制度(National Savings)の拡充のため、新物価スライド条項付退職国民貯蓄証書の発行等の措置を実施する旨発表した。

(1) 新物価スライド条項付退職国民貯蓄証書(Index-linked National Savings Retirement Certificates 以下 INSRC と省略)の発行……現行の INSRC に比べ、対象者を拡大(現行：男子65歳以上、女子60歳以上→一律60歳以上)し、1人当たり保有限度額を増額(現行：1,200ポンド→3,000ポンド)した新しい INSRC を11月より発売(本年度の発行額は15億ポンド)する(なお同措置の結果、夫が65歳、妻が60歳以上の夫婦の場合は、新・旧両貯蓄証書の同時保有により、二人で8,400ポンドまで保有可能)。

(2) 定額積立貯蓄制度(Save As You Earn 制度、略称 SAYE)の積立限度額増額……SAYE の積立限度額を現行の20ポンドから50ポンドに増額することとし、可

及的速やかに実施する。

(注) 上記①、②の制度とも、高齢者および少額貯蓄者に対し、インフレによる預貯金の目減りを防ぐ目的で1975年6月ないし7月に導入されたもの(49年9月号、50年2月号「要録」参照)。

2. 今次措置につき大蔵省では、「これまでのところ歳出・歳入のタイムラグもあって公共部門借入需要(PSBR)は極めて高水準であり、これに伴い国債市場ひいては長期金利に大きな圧力がかかっていることは否定できない。本措置は、PSBRのファイナンスに占める国民貯蓄制度のウェイトを高め、国債市場、長期金利に対する圧力を和らげることをねらったものである」と説明している。

◇イタリア政府・イタリア銀行、公定歩合引上げ等一連のリラ防衛策を発表

1. イタリア政府およびイタリア銀行は9月28日、前日の内閣総辞職(注)に伴う為替市場の混乱を未然に防ぐため、公定歩合引上げ、為替管理の強化等、一連のリラ防衛策を発表した。

(注) イタリアでは9月27日、7月に政府が発表した緊急経済対策(8月号「要録」参照)が下院で否決されたことを契機に、第2次コシガ内閣が総辞職。

今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 公定歩合引上げ

イタリア銀行は、公定歩合を1.5%引上げて16.5%とし、29日以降実施する。同行の公定歩合引上げは昨年12月(12.0→15.0%、1月号「要録」参照)以来のもので、今次措置により、公定歩合の水準は既往ピークを更新した。新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

手形割引歩合

商業手形割引……………16.5(15.0)、ただし高率適用(注)の場合は19.5(18.0)

貸付歩合

通常貸付……………16.5(15.0)
債券担保特別短期貸付……16.5(15.0)、ただし高率適用(注)の場合は最高19.5(18.0)

(注) 高率適用の方法については、52年7月号「要録」参照。

(2) 条件付短期債券オペの実施

イタリア銀行は、9月30日、10月1日の2日間にわたり、買戻し条件付短期債券売オペを実施する(期間10営業日、金利17.75%)。

(3) 為替管理の強化

大蔵省およびイタリア為替局は、以下のごとく為替管理を強化し、29日以降実施する。

イ. 居住者外貨建預金の預入期間の短縮

従来の「貸記日より15日」(53年12月号「要録」参照)から「貸記日より10日」に短縮。

ロ. 外貨建輸出代金の一部外貨借入義務の復活(注)

輸出業者段階の外貨建輸出ユーザンス(最長通関後120日まで)供与に際しては、輸出金額の50%相当の外貨借入(即時市場売却)を義務付け、輸出代金の流入を促進する(ただし、1件500万リラ以下の取引は除外)。

ハ. 輸入ユーザンスの期限前決済禁止

外貨建輸入ユーザンスにつき、業者分・銀行分を問わず、期限前決済を禁止する。

(注) 本措置は、76年のリラ危機に際して導入された(51年6月号「要録」参照)が、その後順次緩和され、78年6月以降撤廃されていた。

2. 今次措置につき、イタリア銀行では以下のとおりコメント。

「本措置は、今次政治危機に対する緊急避難の対応であり、金利引上げにより資本流出を抑制するとともに、為替管理の強化により貿易・金融業者のリーズ・アンド・ラグズの動きを防止することを企図した。公定歩合引上げが景気面に及ぼす影響を考えると、今次緊急措置は早期に解除されることが望ましい。」

◇イタリア銀行協会、プライム・レートを引上げ

1. イタリア銀行協会は10月2日、プライム・レートを1.5%引上げて21.0%(注)とし、即日実施する旨発表した。なお、同協会のプライム・レート引上げは昨年12月(16.5→19.5%、1月号「要録」参照)以来のもので、本措置により、同レートの水準は既往ピークを更新した。新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

(1) 通常貸付(貸付の大宗を占める、当座貸越、証書貸付等の無担保・無保証貸付)……………21.0(19.5)
(2) 優遇貸付(輸出信用、商業手形割引、担保付ないし保証付貸付等)……………20.5(19.0)

(注) イタリア銀行協会加盟の一部有力行では、すでに7月中旬以降プライム・レート(通常貸付)を従来の19.5%から21.5%に引上げており、これらの銀行では、今回の協会決定に伴い同レートをさらに1.5%引上げて23.0%とした。

2. 今回のプライム・レート引上げは、前月29日に実施された公定歩合引上げ(15.0→16.5%、「要録」別項参照)に追随して決定されたもので、イタリア銀行協会では、「政府・イタリア銀行が先般打出したリラ防衛策を支援

するため、金利コスト上昇が企業収益に及ぼす悪影響を懸念しつつも本措置に踏切った」旨コメントしている。

◇オランダ、1981年度予算案を発表

1. オランダ政府は9月16日、1981年度(1981年1月～12月)予算案を議会に提出した。本予算案では、民間消費や政府支出を抑制し極力企業部門に資源配分が行われるよう配慮しつつ、インフレ防止の観点から財政赤字の削減等緊縮的色合いを出している点が特徴。予算案の概要は次のとおり。

- (1) 歳出面——公務員の給与削減(8億ギルダー)、地方公共団体に対する支出削減(16億ギルダー)等により総歳出規模を1,161億ギルダー(前年度当初予算比+3.2%)と見込んでいる。
- (2) 歳入面——企業の在庫評価益に対する税負担の軽減、投資減税等の助成措置(総額20億ギルダー)を打出す一方、食料品、薬品、新聞等に対する付加価値税最低税率の引上げ(4→4.5%)および郵便料金の引上げによる増収(以上計7.4億ギルダー)等の歳入増を見込み、歳入規模は1,037億ギルダー(前年度当初予算比+3.2%)となる見通し。
- (3) 収支じり——131億ギルダーの赤字と、今年度当初予算の赤字(153億ギルダーの赤字)を若干下回る見通し。

オランダの1981年度予算案

(単位・億ギルダー、△印は赤字)

	1980年度		1981年度 当初予算	前年度当 初比増加 率(%)
	当初予算	実績 見込み		
歳入	1,005	966	1,037	3.2
歳出(注)	1,158	1,093	1,161	3.2
収支じり	△ 153	△ 147	△ 131	

(注) 公債償還分は歳出に計上。

2. 政府は上記予算案発表と同時に、予算案算定の基礎となった81年度経済見通しを発表した。それによれば、来年度は今年度並みないしそれをやや上回る程度の低成長にとどまる見通し。

	1980年見通し	1981年予測
実質GNP成長率	0%	0～0.5%
実質民間設備投資	△ 2%	△ 4%
消費者物価上昇率	6.5～7%	6～6.5%
失業者数	240千人	280千人
経常収支	△45億ギルダー	△10億ギルダー

◇オランダ銀行、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は9月19日、基準割引歩合を0.5%引下げて8.5%とし、22日より実施する旨発表した(担保貸付歩合<10.0→9.5%>、約束手形割引歩合<10.5→10.0%>もそれぞれ0.5%引下げ)。なお、同行の公定歩合引下げは6月23日、7月21日(ともに0.5%引下げ)に続く年初来3度目のものである(8月号「要録」参照)。

2. 本措置に関しオランダ銀行では、「国内景気はこのところ低迷しており(注1)、失業者数も増加テンポを速めている(8月の失業者は25.4万人<前年同期21.0万人>と戦後最高記録を更新中)。一方、オランダ・ギルダーは前回(7月21日)公定歩合引下げ後も堅調に推移している(注2)。こうした状況下、昨18日、西ドイツがロンバート・レートを引き下げたほか、デンマークも公定歩合を下げたため、オランダとしてもここで公定歩合再引下げを行う余地が生じたと判断した」とコメントしている。

(注1) ちなみに9月中旬に発表された政府経済見通しでは、80年中の実質成長率は0%と昨年9月の当初見通し(+2.5%)比かなり下方修正(「要録」別項参照)。

(注2) オランダ・ギルダー相場(対マルク)の推移

<1マルク当りギルダー>			
80/6月末	7月末	8月末	9月18日
1.0961	1.0901	1.0885	1.0869

◇デンマーク、公定歩合を引下げ

1. デンマーク中央銀行は、9月18日、公定歩合を1%引下げ12%とし、19日から実施すると発表した。デンマークの公定歩合変更は、本年2月18日の2%引上げ(11→13%、3月号「要録」参照)以来のもので、公定歩合引下げは78年7月以来2年2ヵ月ぶり。

2. 本措置に関し同行では次のとおりコメント。

「本年2月、デンマーク・クローネに対する売圧力を阻止するため、公定歩合を既往最高の水準にまで引上げたが、デンマーク・クローネは、その後EMS内のはば中位に位置し続けるなど比較的落ち着いた推移をたどっている。また、貿易収支・物価面でも、このところかなりの改善がみられる。これに対し、国内景況は消費需要の低迷等を主因に後退色が強まっているため、公定歩合を引下げ、景気の落込みをカバーすることが適当と判断した。」

◇トルコ、新内閣成立

トルコでは、9月12日のクーデターにより、昨年11月以来続いていたデミレル内閣(1月号「要録」参照)が退陣し、代ってエブレン国軍参謀総長が自ら議長として指揮する国家治安評議会が全権を掌握した。同評議会はエ

ブレン議長を大統領に指名する一方、クーデター後の行政機構の確立を図るため、9月20日、軍部の指導を強く受けた新内閣を発足させた(ウルス新首相の前海軍司令官)。主要閣僚(全員新任)は以下のとおり。

首相Bülend Ulusu
副首相Zeyyat Baykara
〃Turgut Özal
国務相Nimet Özdaş
〃Mehmet Özgüneş
〃İlhan Öztrak
国防相Ü. Halûk Bayülken
内務相Selahattin Çetiner
外務相İlter Türkmen
蔵相Kaya Erdem

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、景気浮揚対策を発表

韓国政府は9月16日、景気浮揚を目的とした経済対策を発表した。同対策は、①金利引下げ等による金融緩和、②住宅建設の促進、③輸出支援金融の拡充、等を主な柱としている。なお、こうした景気浮揚、雇用拡大を目的とした経済対策は、本年中6月に次ぎ2回目のものである。その概要は次のとおり。

(1) 公定歩合、市中金利の引下げ(9月16日実施)

① 韓国銀行貸出金利

	旧レート	新レート
商業手形再割引		
優良企業向け	19.5%	17.5%
一般企業向け	20.0	18.0

② 市中金利

① 貸出金利

商業手形割引・一般貸出		
優良企業向け	23.5%	21.5%
一般企業向け	24.0	22.0
輸出支援金融の金利	12.0	据置き

② 預金金利

普通預金	16.8%	14.8%
通知預金	15.0	13.0
定期預金(1年)		
2百万ウォン以下	24.0	据置き
〃 超	24.0	21.9

(2) 住宅建設の促進

① 韓国住宅銀行(政府系の住宅建設関連金融機関)は本年末にかけて2百億ウォンの資金支援を住宅建設

業者に対し実施。また住宅資金貸出を年末にかけて1千億ウォン程度実施。

② ソウルと釜山に低所得者向け大規模住宅団地を造成。

③ 不動産譲渡税の減税(おおむね5~20%ポイント)。

(3) 輸出支援金融の拡充(10月1日実施)

輸出支援金融の融資算定基準為替レートを1米ドル当たり平均540ウォン(現行525ウォン)へ引上げ。また、100人以下の零細企業に対する輸出支援金融の限度額を2億ウォン(現行3千万ウォン)に増額。

(4) 中小企業に対する資金支援の強化。

従業員100人以下の零細企業に対する国民銀行(政府系の中小零細企業向け特殊金融機関)の運転資金融資限度額を引上げ(1件当たり3千万ウォン→5千万ウォン)。

(5) 物価安定のため、政府による米等穀物の市場供給を拡大。

なお、今次対策の発表にあたり、本年の経済成長率が前年比マイナス2%程度になるとの当局見通しが明らかにされた(本年6月5日の総合経済対策時の見通し、プラス3~4%)ほか、経常収支は△55億ドル以内(同△55~△60億ドル)、失業率は5.5~5.6%(本年当初目標5.3%)と、それぞれ修正された。

◇韓国、外国人投資規制を緩和

韓国政府は9月25日、外国人投資の不振(79年、前年比、△21.3%)を打開し、外資導入によって「現在の経済不振を乗り越え、経済成長を促進する」(経済企画院)ため、同投資に対する規制を緩和することを発表し、即日実施した。同措置は、(1)外国人の対韓投資元本の回収に対する制限の撤廃、(2)投資対象業種の範囲拡大、(3)外国人による100%出資の範囲の拡大、(4)最低投資規模の引下げ、等を主な内容としている。その概要は次のとおり。

(1) 出資金の回収に対する制限の撤廃

従来、外国人による出資金の回収は営業開始2年経過後に初めて認められ、しかも年間の回収額は当初出資額の20%以下に制限されていたが、今回この制限が撤廃され、外国人投資家の元本回収は自由化された。

(2) 投資対象業種の範囲拡大

これまで規制されていた食品製造業、医薬品製造業、流通業、サービス業に対する外国人投資が可能となった。ただしこれらについては外国人投資企業を対象とする減税等の優遇措置は付与されない。

(3) 外国人による100%出資の範囲拡大

従来、外国人の出資比率は原則として50%以下に制限され、例外的に100%までの出資を認められていたのは、①高度技術を有する多国籍企業、②投資先の多角化に寄与する事業、③輸出自由地域にある企業のみであった。しかし、今回の改正では新たに次の場合も100%までの出資が認められるようになった。

- ① 他国における対外投資ですでに100%近い出資シェア保有の実績をもっている外国企業の対韓投資。
- ② 輸出自由地域外に所在するが輸出指向の強い企業に対する投資。
- ③ 資本集約的で高度の技術を必要とするため、合併に至るまでに長期にわたって外国人の経営を必要とする投資。
- ④ 一定期間経過後は居住者と共同経営を行う意向のある投資家の事業。
- ⑤ 外国人投資企業を対象とする租税減免等の優遇特典を放棄する投資家の事業。
- ⑥ 海外在住韓国人による投資。
- ⑦ その他経済企画院長官が必要と認める事業への投資。

(4) 最低投資規模の拡大

最低投資規模は従来原則として50万ドル以上(例外:①海外在住韓国人による投資<20万ドル以上>、②その他経済企画院長官が認定する事業)であったが、これを原則として10万ドル以上へ引下げる。

◇韓国、企業体質強化対策を発表

韓国政府は9月27日、最近の景気後退に伴う企業経営の悪化にかんがみ企業体質強化対策を発表した。同対策は、①政府による企業保有の非業務用不動産の強制買入れ、②企業の系列化の制限、③金融機関の与信管理強化、④会計監査制度の強化、⑤政府による企業救済金融の廃止、⑥企業に対する課税率の引下げ、を骨子としており、その概要は次のとおり。

① 非業務用不動産の強制買入れ

企業が転売などを目的として所有している非業務用不動産を、政府または地方公共団体が公定価格で買入れ、宅地や工業用地として開発する。企業はこうして得た売却代金を銀行借入の返済あるいは自己資本の形成に充当する。

② 企業の系列化の制限

系列企業数の多い大企業を対象に、その経営能力に応じて系列企業を整理させ、その保有数を制限する。さらに、こうした企業グループの主力企業については自己資本比率を現在より引上げ、一定水準以上に保つ

よう義務づけられる。

③ 金融機関の与信管理の強化

金融機関は土地を担保とする融資の割合を引下げ、信用分析による企業の財務状況把握を中心とした融資を拡大する。

④ 会計監査制度の強化

会計法人による企業の外部監査を法的に義務づける。

⑤ 政府による企業救済金融の廃止

政府はこれまで社会的影響を考え、大企業等の倒産を防止するため比較的積極的に救済金融を行ってきたが、今後は産業政策上または銀行債権保全上必要な場合に限り行うこととする。

⑥ 企業に対する課税率の引下げ

企業の経費節減のため法人税率の引下げや企業の課税所得のうち配当の支払いにあてられる部分に対する税率の軽減等を実施する(減税の税率等詳細は未定)。

◇韓国、1981年度予算案を発表

韓国政府は9月30日、1981年度(財政年度は暦年と同じ)の予算案を発表した。本予算案は、81年度の実質経済成長率5.5%、輸出205億ドル、輸入260億ドル、物価上昇率15%を前提として作成され、国家の安全保障と市民生活の安定に重点が置かれ、歳出入規模は7兆5,371億ウォン(前年度当初予算比+29.9%)と前年に引続き大型予算となっている。

歳出入面の特色は次のとおり。

- (1) 歳入面では、所得税を中心とする租税の増加(前年度当初予算比+29.6%)や本年7月に実施されたたばこ値上げによる専売益金の伸長(同+55.3%)が見込まれている。
- (2) 歳出面では、一般行政費が高い伸び(前年度当初予算比+33.8%)となっているほか、公共住宅建設の促進、教育・科学技術の振興、医療保険の拡充等から社会開発費も増加(同+31.5%)している。国防費はGNPの6%と設定され、前年度比3割方の伸びとなっている(同+28.8%)。

なお、同予算案の発表と同時に本年度の修正予算も発表された。これによると、本年度予算は前年度繰越金の取崩しや物価上昇に伴う名目所得の増加を映じた租税の増加等によって5,627億ウォンの増額修正となっており、歳出面では、年初の石油価格上げに伴う財政負担増、雇用の拡大をねらった公共投資の繰上げ実施(6月5日の総合経済対策<7月号「要録」参照>)、冷害農家支援対策等に充当されている(表参照)。

韓 国 の 1981 年 度 予 算 案

(歳 入)

(単位・億ウォン)

	1981年度 予 算 案	構 成 比 %	1980年度 修正予算	構 成 比 %	1980年度 当初予算	構 成 比 %	81年度予算の前年度と の比較	
							80年度修正 予算比増減 (Δ)率・%	80年度当初 予算比増減 (Δ)率・%
租 税	65,628	87.0	52,680	82.7	50,621	87.2	24.6	29.6
うち 内国税	46,143	61.2	36,556	57.4	34,416	59.3	26.2	34.1
関 税	9,143	12.1	7,947	12.5	7,777	13.4	15.1	17.6
防 衛 税	10,342	13.7	8,177	12.8	8,428	14.5	26.5	22.7
専 売 益 金	6,600	8.8	5,100	8.0	4,250	7.3	29.4	55.3
そ の 他	3,143	4.2	3,364	5.3	3,170	5.5	Δ 6.5	Δ 0.8
前年度繰越金	—	—	2,524	4.0	—	—	—	—
合 計	75,371	100.0	63,668	100.0	58,041	100.0	18.3	29.9

(歳 出)

(単位・億ウォン)

	1981年度 予 算 案	構 成 比 %	1980年度 修正予算	構 成 比 %	1980年度 当初予算	構 成 比 %	81年度予算の 前年度との比較	
							80年度修正 予算比増減 (Δ)率・%	80年度当初 予算比増減 (Δ)率・%
一 般 行 政 費	7,593	10.1	6,091	9.6	5,697	9.8	24.6	33.8
国 防 費	27,638	36.7	23,150	36.4	21,459	37.0	19.4	28.8
社 会 開 発 費	18,706	24.8	15,849	24.9	14,225	24.5	18.0	31.5
経 済 開 発 費	13,131	17.4	12,388	19.4	10,905	18.8	6.0	20.4
地 方 交 付 金	5,200	6.9	4,100	6.4	4,000	6.9	26.8	30.0
債 務 償 還 ・ そ の 他	3,103	4.1	2,089	3.3	1,755	3.0	48.6	76.9
合 計	75,371	100.0	63,668	100.0	58,041	100.0	18.3	29.9

◇香港、預貸金金利を引上げ

香港の英系主力2行(香港上海、チャータード)は9月9日、米国の金利上昇に追隨して貸出プライム・レート
を0.5%引上げ、10.5%とした。同レートは、本年5月26
日以降低下を続けてきた(4回引下げ、累計6%)あと、
今回初めて引上げに転じた。

これに伴い、為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は同日預金金利をプライム・レートと同幅の0.5
%引上げた。

新預貸金金利は次のとおり(年利・%)。

	7月28日	9月9日
貸出プライム・レート	10.0	10.5
普通預金	5.0	5.5
通知預金	5.0	5.5
定期預金		
3か月もの	6.0	6.5
6か月もの	7.0	7.5
12か月もの	8.0	8.5

◇香港、1980年経済見通しを修正

香港政庁は9月12日、本年の実質GDP成長率を10%

香港の1980年経済見通し

(単位・前年比実質増加率・%)

	修正見通し	当初見通し
実 質 G D P	10	9
うち 個人消費支出	7	9
政府経常支出	8	12
国内総固定資本形成	18	12
うち (工業設備投資)	25	15
(建設)	7.5	10
輸 出	17	9
うち (地場輸出)	14	7
(再輸出)	27	14
(控除)		
輸 入	17	11
消 費 者 物 価	14	10

(注) 消費者物価を除き、香港ドル建の実質増加率で表示。

(当初見通し9%)とするなど、1980年の経済見通しを修正した。これは、インフレの昂進に伴う実質所得の低下により消費支出の鈍化がみられるものの、地場輸出がこれまでのところ好調(80年1~8月、前年比、+28.1%)であること、工業設備投資も当初見通しより活況を呈していること等によるもの。

修正された80年経済見通しは次のとおり。

<参考>

香港の輸出の地域別増加率と寄与度(80年1~7月)

(単位・前年比・%)

	総輸出		うち再輸出	
	増加率	寄与度	増加率	寄与度
北米	+ 33.0	+ 9.4	+ 37.2	+ 3.8
欧州	+ 32.7	+ 9.0	+ 69.1	+ 8.1
アジア	+ 37.6	+ 11.0	+ 41.7	+ 27.1
うち中国	+266.6	+ 14.4	+262.0	+ 34.1
中東	+ 26.6	+ 1.0	+ 30.4	+ 1.2
オセアニア	+ 17.1	+ 0.5	+ 36.3	+ 0.8
その他とも計	+ 34.5	+ 34.5	+ 44.9	+ 44.9

◇マレーシア、重化学工業6大プロジェクトを発表

マレーシア政府は、10月1日、来年の経済計画として重化学工業6大プロジェクト(投資総額27億リング<13億ドル>)を発表した。発表に際してマハティア副首相は、これまでマレーシアは一次産品を生産、輸出し、工業製品の多くを輸入に依存してきたが、今後は石油を中核とした重化学工業育成に重点を置くとの方針を明らかにした。今回発表された6大プロジェクトの概要は次のとおり。

- ① 製鉄所(投資額5億リング): トレンガス州に建設
- ② セメント工場4ヵ所(同3億リング): ペラク州等に建設
- ③ 鋼板工場(同4億リング): ジョホール州に建設
- ④ アルミ製錬工場(同6億リング): サラワク州に建設
- ⑤ 金属加工工場(同6千万リング): 場所未定
- ⑥ 軽機械工場: 投資額、場所ともに未定

6大プロジェクトとも政府出資のほか外資の参加も予定されているが、経営はペトロナス(国営石油公社)等の会社が行う。

◇フィリピン、新エネルギー5か年計画を発表

フィリピン政府は、このほど、1979年に発表したエネルギー10か年計画(1980年~1989年)を改訂、新エネルギー

5か年計画(1981年~1985年、所要資金95億ドル)を発表した。同国は、第一次オイルショック以降、国産石油、地熱発電、石炭等のエネルギー源の開発に注力する一方、石油製品に高率の税金を課し消費を抑制するなど積極的なエネルギー政策を実行してきたが、今回の新計画では、石油・石炭の生産目標を下方修正し、地熱発電への依存を強める形でこれまでのエネルギー計画を見直したものである。

これによると、5か年のエネルギー消費の伸びを年率7.8%と見込んでいる一方、国産エネルギーは石油、石炭、地熱発電を中心に年率約30%のペースで増産し、1985年までにエネルギーの自給率を、現在の18%から50%に引上げる計画となっている。

フィリピンのエネルギー消費

(単位・石油換算百万バレル、カッコ内シェア、%)

	1980年	1981年	1985年
電力	30.27(33.0)	33.34(34.1)	53.00(39.6)
非電力	61.49(67.0)	64.50(65.9)	80.70(60.4)
合計	91.76(100.0)	97.84(100.0)	133.70(100.0)
うち国産エネルギー	16.51(18.0)	22.48(23.0)	65.37(48.9)

主要エネルギーの生産・需要見通し

	石油 (百万バレル)		石炭 (千トン)		地熱発電能力 (メガワット)
	生産	需要	生産	需要	
1980年	5.05	80.31	300	285	1,200
1981	7.30	82.60	780	701	1,700
1982	9.10	82.80	1,380	1,976	2,320
1983	10.95	82.00	1,710	3,146	2,870
1984	14.60	82.70	1,950	3,241	3,330
1985	18.25	76.70	2,310	5,434	3,480

◇スリランカ、「非常事態宣言」を発動

スリランカでは7月17日から8月15日まで、各地での賃上げ要求ストの続発に対処して、「非常事態宣言」が発動され、ストライキの全面的な禁止措置がとられた。

今回の措置は、石油輸入価格の高騰や米の無償配付制度の廃止(財政負担軽減をねらい3月に実施)等を映じて同国の消費者物価が春以降一段と騰勢を強めた(1~3月前年比+22.0%→4~5月同+29.4%)ことから、鉄道、病院、学校、郵便等を中心に各地で賃上げストが頻発し、経済活動への悪影響が懸念されるに至ったためとされたもの。

なお、「非常事態宣言」の発動は、現ジャヤワルデネ政権が78年2月に成立して以来初めてのことであったが、その後同国の労働争議は、政府が学校・病院等の労組に対し賃上げ要求の一部を認めたこともあって鉄道労組等一部を除きおおむね平穏化したため、同宣言は8月15日約1か月ぶりに解除された。

◇豪州、約50年ぶりに商業銀行の開業を認可

豪州政府は9月9日、オーストラリア銀行(Australian Bank Ltd. <資本金30百万豪ドル、発行人代表ガリック・アグニュー氏>)に対し、商業銀行(trading bank)の開業を認可した(明年中に開業の予定)。同国では、1933年以来商業銀行の開業認可は行われておらず、今回の認可は約50年ぶりのこと。

同国でこれまで長期間にわたり商業銀行の新規参入がみられなかった背景としては、一般に①全13行のうち上位4行で預金量7割超を占める寡占状態となっていること、②国土が広大なため、新規参入者にとって支店網の

整備が容易でないこと、等が挙げられてきた。今回同銀行が新規参入を申請し認められた背景としては、①同行の中心業務区域である西オーストラリア州(州都パース)は豪州の経済的中心地である東部とは離れており、しかも最近の資源開発ブームで活況を呈していることのほか、②金融制度調査会の設置(79年1月)にみられるように金融制度の効率化に対する政府の姿勢がこのところ積極化していること、等があるものとみられている。

共産圏諸国

◇中国、81年度国民経済計画、国家予算概算等を発表

中国では第5期全国人民代表大会第3回会議(8月30日～9月10日)において、81年度(暦年と同じ)の国民経済計画案と80年度国家予算案、81年度国家予算概算が審議、採択された。なお、80年度国民経済計画については

(第1表)

80、81年度国民経済計画と79年度経済実績

	80年度計画		81年度計画		79年度実績	
		前年比・%		前年比・%		前年比・%
工 農 業 総 生 産(億元)	n.a.	5.5	n.a.	5.5	6,175	8.5
農 業 生 産(%)	n.a.	3.8	n.a.	4.0	1,584	8.6
食 糧(百万トン)	332.5	0.1	342.5	3.0	332.1	9.0
綿 花(%)	2.3	4.2	2.6	10.9	2.2	1.8
工 業 生 産(億元)	n.a.	6.0	n.a.	6.0	4,591	8.5
石 炭(百万トン)	610	1.6	620	△ 3.9	635	2.8
原 油(%)	n.a.	n.a.	106	n.a.	106.2	2.0
電 力(千億 kwh)	3.0	6.4	3.12	4.0	2.82	9.9
鉄 鋼(百万トン)	n.a.	n.a.	35.0	n.a.	34.5	8.5
トラクター(万台)	n.a.	n.a.	9.8	n.a.	12.6	10.5
化学肥料(百万トン)	n.a.	n.a.	12.3	n.a.	10.7	22.6
セメント(%)	n.a.	n.a.	78.0	n.a.	73.9	13.3
綿 糸(万トン)	277.5	5.5	286.5	3.2	263	10.5
ミ シ ン(万台)	720	22.7	860	19.4	587	20.8
自 転 車(%)	1,260	24.9	1,484	17.8	1,009	18.1
砂 糖(万トン)	250	0.0	260	4.0	250	10.1
基本建設総投資額(億元)	500	0.0	550	10.0	500	n.a.
商品小売総額(%)	2,050	16.9	2,200	7.3	1,753	14.7
輸 出 入 総 額(%)	517	13.6	559	8.1	455	28.0

(注) 80年計画の工農業総生産、工業生産、農業生産は80年4月の発表(李人俊国家計画委員会副主任)に基づくもの。

本年4月全人代常務委員会で発表されたものが再確認された。概要は次のとおり。

(1) 81年度国民経済計画

イ. 経済計画指標(第1表参照)…主な特色は次のとおり。

(イ) 79年来の経済調整政策を堅持することとし、農業、工業とも80年計画並みの控えめな伸び率に設定していること(前年比、農業生産、79年実績+8.6%→80年計画+3.8%→81年計画+4.0%、工業生産、同+8.5%→同+6.0%→同+6.0%)。

(ロ) エネルギー生産の伸び悩み(原油、79年実績106.2百万トン→81年計画106百万トン、石炭、同635百万トン→同620百万トン)を前提に重工業部門の生産を抑制していること(鉄鋼、同34.5百万トン→同35.0百万トン)。

(ハ) 生活関連物資の供給増大を図るとの方針に基づき、軽工業部門の生産を前年比+8%と高めの伸びに設定していること。

ロ. 80、81年度計画達成のための措置

(イ) エネルギーの開発と節約

石炭、電力の増産を図るほか、外国企業と共同で

海底油用の開発を促進する。また、企業に対するエネルギー一定割当管理の強化等によりエネルギー節約を推進する。

(ロ) 重工業(特に機械工業)の構造改善

省エネルギー型機械の開発によりエネルギー節約を促進するほか、プラント供給力を拡大して輸入代替を推進する。

(ハ) 素材産業の強化

鉄鋼、非鉄金属、化学等の素材産業においてニーズに応えるため品質の向上、品種の多様化を図る。

(ニ) 経済管理体制の改革促進(次の「8項目」を推進)

- ① 国営工業において企業の自主権を全面的に推進すること、
- ② 企業間で積極的に協業を図ること、
- ③ 地域や部門間での閉鎖性を打破していくこと、
- ④ 財政・金融制度の改革を図ること、
- ⑤ 税制を徐々に改革していくこと、
- ⑥ 国家計画による指導の下で市場原理を導入していくこと、
- ⑦ 貿易管理体制を改革し弾力化していくこと、
- ⑧ 経済立法と経済司法を強化していくこと。

(第2表)

1980年度国家予算と1981年度国家予算概算

項 目	1980年度予算 (億円)	前年度決算比	1981年度 予算概算 (億円)	前年度予算比	1980年度 予算構成比 (%)
		(%)		(%)	
歳 入	1,062.9	△ 3.7	1,154.6	8.6	100.0
歳 出	1,142.9	△ 10.3	1,204.6	5.4	100.0
基本建設投資関連支出	373.5	△ 15.8	375.8	0.6	32.6
基本建設投資	241.5	n.a.	n.a.	n.a.	21.1
その他	132.0	n.a.	n.a.	n.a.	11.5
企業の潜在力発掘・改造資金および新製品試作費	69.8	△ 3.1	67.0	△ 4.0	6.1
企業運転資金・銀行貸付資金	37.2	△ 28.5	n.a.	n.a.	3.3
農業事業業費	77.4	△ 14.1	88.0	13.7	6.8
文化教育・医療衛生・科学事業業費	148.3	12.3	169.5	14.3	13.0
国防費	193.3	△ 13.2	201.7	4.3	16.9
行政管理費	57.8	1.6	60.6	4.8	5.1
経済後進地域開発助成資金(新設)	5.0	—	n.a.	n.a.	0.4
総予備費	18.8	17.5	26.0	38.3	1.6
海外からの借款に対する元利払い	21.7	n.a.	n.a.	n.a.	1.9
その他	140.1	n.a.	n.a.	n.a.	12.3
収 支 じ り	△ 80.0	—	△ 50.0	—	

(2) 80年度国家予算

79年度決算で基本建設投資の抑制不徹底(当初予算比+13.8%の増加)等による歳出増から171億元の大幅赤字となったため、80年度は財政収支改善を財政政策の主眼としており、歳出規模を前年度に比べ1割方削減、財政赤字を80億元まで縮小することとしている。その概要は次のとおり。

イ. 歳入(総額1,062.9億元<721.1億ドル相当>)は前年度決算比△3.7%と小幅ながら減少している。これは、①昨年末に実施した労働者・職員の賃金引上げ(物価手当支給を含む)等による国営企業の利潤の伸び悩み、②企業基金制度の導入による利潤の企業内留保の拡大、等によるもの。なお、歳入不足(80億元)は中国人民銀行からの借入によって補てんすることとしている。

ロ. 歳出(総額1,142.9億元<775.4億ドル相当>)は前年度比△10.3%と歳入減を上回る削減となっている。これは、経済後進地域開発助成資金を新設したほか、文化教育・医療衛生・科学事業費を増額している一方、歳出の大宗を占める基本建設投資関連支出および国防費を大幅に削減したことによるもの。

なお、81年度予算概算も併せて発表されたが、これによると歳出は基本建設投資の抑制持続(同関連支出、80年度予算比、+0.6%)により前年度比+5.4%と小幅の伸びにとどめられている一方、歳入は生産増を映じた国営企業の納付利潤の増加から歳出を上回る伸び(同、+8.6%)となっており、この結果財政収支は一層の改善が見込まれるとしている(81年度の財政赤字50.0億元)。

◇中国、個人所得税法を制定

中国は9月10日、全国人民代表大会において個人所得税法(中華人民共和国個人所得税法)を採択し、即日公布・実施した。これは合併企業の設立に伴い、中国の労働者・職員の平均所得を大幅に上回る高額所得者(主として外国人)が出現したため、これに対応して採られたもので、「中国国内の労働者・職員の所得は低いため、当面は所得税を納める必要はない」(彭真全国人民代表大会常務委員会副委員長)とされている。同法の骨子は次のとおり。

(1) 課税対象所得……中国国内に1年以上居住する個人については国内・国外での所得、非居住者ならびに1年未満居住する個人については国内での所得のみが課税の対象。

(2) 税率……所得の種類に応じて適用。

イ. 賃金・俸給所得については、毎月の収入から必要経費として800元を控除した課税対象額に応じて5~45%(課税対象額1~700元 5%、701~2,200元 10%、2,201~5,200元 20%、5,201~8,200元 30%、8,201~11,800元 40%、11,801元以上 45%)。

ロ. 人的役務提供の報酬所得、特許権使用料による所得、資産賃貸による所得については、収入4,000元未満のものは800元、4,000元以上のものは収入の20%をそれぞれ必要経費として控除した課税対象額の一律20%。

ハ. 利子、配当金およびその他中国財政部が徴税対象所得と定めた所得については、収入額のすべてを課税対象額とし、その一律20%。

(3) 課税の方法……原則として源泉徴収による。ただし、源泉徴収に適さない場合は納税義務者の申告。

(4) 非課税扱いの所得……中国人民銀行および農村信用合作社の預金利子、保険金、退職・遺族手当等、在中國外国大使館勤務の外交俸給等。

◇中国、合併企業所得税法を制定

中国は9月10日、全国人民代表大会において合併企業所得税法(中華人民共和国中外合資経営企業所得税法)を採択し、即日公布・実施した。これは79年7月に制定された合弁法の趣旨に則り、外国からの直接投資を促進するために制定されたもの。同法の骨子は次のとおり。

(1) 課税の対象事業所……中国国内に設立された合併企業。ただし、合併企業の支社・営業所の所得については国内・国外を問わず本社が一括して当所得税を納付すること。

(2) 税率……収入総額から原価、必要経費および損失を控除した額の30%、このほか当所得額の10%を地方所得税として納付すること。ただし、石油・天然ガス等資源開発事業に係わる合併企業の税率については別途定める。

(3) 所得税の減免……中国の合弁法では合併企業設立申請時に合併期間の明示が義務づけられているが、合併契約期間10年以上の新設合併企業については、税務当局の許可により、利益を計上しはじめた年度から起算して初年度は所得税を免除、2年目および3年目は所得税を半減する。また、4年目以降については農林業ならびに避地に設立された合併企業についてのみ、さらに10年間所得税を15~30%減額する。なお、合併企業に年度欠損が生じた場合は、翌年度の所得から補て

んできる(翌年度で補てんしきれない場合は5年を超えない期間内において次年度補てんが認められる)。

(4) 再投資の奨励……合弁企業の外国側パートナーが合弁企業から得た利益を5年間以上中国に再投資した場合は、再投資額の部分についてすでに納付した所得税の40%が還付される。これに対して、再投資を行わず利益の国外送金を行う場合には、送金額の10%相当額

を所得税として納付すること。

(5) 二重課税の回避……合弁企業が外国で納付した所得税は、中国国内で納付すべき税額から控除することができる。

(6) 細則の制定……当所得税法の施行細則は、中国財政部が定める。